

洪水予報河川における避難判断水位の設定要領

1. 本要領の取り扱い

本要領は、平成26年4月8日付け国水環第2号「洪水時における情報提供の充実について」を踏まえ、平成18年12月6日付け国河都第4号「洪水予報河川における避難判断水位の設定要領について」で通知した「洪水予報河川における避難判断水位の設定要領」を改定したものであり、洪水予報河川における避難判断水位の設定について、基本的な事項を記したものである。

洪水予報河川における避難判断水位の設定にあたっては、本要領を参考とし、防災情報の受け手側が的確な判断や行動が行えるよう、情報伝達及び避難に要する時間や出水特性等を考慮し、地域に則したものとなるよう努めるものとする。

【解説】

避難判断水位については、各洪水予報河川において、平成17年5月18日国河都第4号「洪水予報河川における避難判断水位の設定要領について」における「洪水予報河川における避難判断水位の設定要領」（以下「旧要領」という。）に基づき設定されているところであるが、平成25年6月の災害対策基本法の改正及び運用実績等を踏まえ、今般、平成26年4月8日付け国水環第2号「洪水時における情報提供の充実について」において避難判断水位の位置付けを避難勧告等の発令の目安から避難準備情報の発表の目安へと変更することとしており、これに伴い旧要領についても見直すこととした。

洪水予報河川における避難判断水位の検証又は見直し若しくは設定にあたっては、本要領を参考としたうえで、住民や市町村の防災担当者、報道機関等防災情報の受け手側が正確に理解し、的確な判断や行動につながるよう、情報伝達や避難場所の開設に要するリードタイム、洪水到達時間等の出水特性を十分考慮するものとする。

2. 避難判断水位の意義

洪水予報河川の避難判断水位は、住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位であり、避難行動との関係では市町村長が発表する避難準備情報の目安として設定される。

【解説】

平成26年4月8日付け国水環第2号「洪水時における情報提供の充実について」において、避難判断水位の位置付けが避難勧告等の発令の目安から避難準備情報の発表の目安へと変更されたところである。

住民の避難行動が適切かつ円滑に行われるためには、避難勧告以前の情報提供が非常に重要なことが指摘されているところであり、避難判断水位については住民への注意喚起の開始という観点から適切に設定する必要がある。

3. 洪水予報河川の避難判断水位の設定方法

洪水予報河川の避難判断水位は、危険水位設定要領に基づき設定された危険水位換算水位に対して算出し、「洪水予報観測所における避難判断水位」として設定する。

洪水予報河川の避難判断水位の設定にあたっては、避難準備情報の発表・情報伝達・避難場所の開設等に要する時間を考慮するとともに、過去の洪水における個々の河川毎の水位上昇速度、避難判断水位への到達頻度等の出水特性等を総合的に考慮するものとする。

【解説】

洪水予報観測所における避難判断水位は、危険水位及び氾濫危険水位の設定要領（平成26年4月8日付け国水環第3号「危険水位等の設定要領の改定について」）に基づいて設定された観測所毎の危険水位換算水位に対して設定される。

洪水予報河川の避難判断水位の設定にあたっては、避難準備情報の発表・情報伝達・避難場所の開設等に要する時間（以下「リードタイム」という。）を考慮するとともに、過去の洪水における個々の河川毎の水位上昇速度、避難判断水位への到達頻度等の出水特性等を総合的に考慮するものとする。

リードタイムの設定にあたっては、当該河川に係る市町村における過去の避難準備情報発表時における実績や他の地域における調査結果などを整理するなど、可能な限り、避難準備情報に発表・情報伝達・避難場所の開設等に要する時間の把握に努めるものとする。

水位上昇速度の設定にあたっては、過去の大規模な洪水や基本方針を作成した際に検討したハイドロのうち、避難判断水位が設定されることが想定される水位付近の速度が最も速いものを採用する等、個々の河川の出水特性等を考慮して安全側で設定するものとする。

また、洪水予報を行うために必要な時間や到達頻度についても考慮することも重要である。

4. 洪水予報河川の避難判断水位の見直し

氾濫危険水位（危険水位）の見直しとあわせて、洪水予報河川の避難判断水位の見直しを行う。

【解説】

築堤・掘削等の河道整備の進捗等による河道状況の変化、水位記録等の蓄積、氾濫域の土地利用状況の変化等、状況の変化に応じて、氾濫危険水位（危険水位）の見直しとあわせ、避難判断水位の見直しを行うものとする。